

令和7年小樽市議会第4回定例会提出予定議案

(予算議案)

議案1 令和7年度小樽市一般会計補正予算

議案2 令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案3 令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

議案4 令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

議案5 令和7年度小樽市水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案6 小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

公職選挙法施行令の一部改正（令和7年6月4日公布、同日施行）に準じ、小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担限度額を改定するもの
《改正内容》

選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する費用の公費負担限度額を引き上げる。

区 分	改正前	改正後
選挙運動用ポスターの作成（1枚当たり）	541円31銭＋（316,250円／掲示場の数）	586円88銭＋（316,250円／掲示場の数）
選挙運動用ビラの作成（1枚当たり）	7円73銭	8円38銭

施行期日 公布の日

議案7 小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を含む個人情報を利用できる事務に住登外者宛名情報管理事務を、利用又は提供できる個人番号を含む個人情報に住登外者宛名情報を追加するもの

《改正内容》

- ① 特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を利用できる事務に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務（住登外者宛名情報管理事務）を追加
- ② 利用できる特定個人情報に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（住登外者宛名情報）を追加

- ③ 市長から教育委員会に提供できる特定個人情報に住登外者宛名情報を追加
- ※ 「住登外者」とは、本市の住民基本台帳に記録されていないが、行政サービス上、記録しておく必要がある個人のことをいう。

施行期日 令和8年1月13日

議案8 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）の一部改正（令和7年9月10日公布、同年10月1日施行）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するもの

《基準府令の改正内容》

- ・虐待等の禁止の規定における児童福祉法等の一部改正による所要の改正
 - ア 児童福祉法第33条の10の改正（項の新設）による引用条項の変更（第33条の10各号→第33条の10第1項各号）
 - イ 認定子ども園法に虐待に関する規定が追加されたことに伴い、幼保連携型認定子ども園の職員については、同法の規定を引用することに変更
 - ウ 学校教育法に虐待に関する規定が追加されたことに伴い、幼稚園の職員については、同法の規定を引用することに変更

施行期日 公布の日

議案9 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）の一部改正（①令和7年9月10日公布、同年10月1日施行。②令和7年9月16日公布、同日施行）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するもの

《基準府令の改正内容》

- ① 児童福祉法等の一部改正による所要の改正
 - ア 虐待等の禁止の規定における児童福祉法第33条の10の改正（項の新設）による引用条項の変更（第33条の10各号→第33条の10第1項各号）
 - イ 国家戦略特別区域の特例制度であった地域限定保育士の一般制度化に伴う地域限定保育士の引用部分の文言整理
- ② 利用乳幼児の健康診断の免除要件の追加
 - 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならないが、これまでは、児童相談所等における利用開始前の健康診断が行われ、その内容が家庭的保育事業者等による健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるとされていたところ、新たに、母子保健法に規定する健康診査が行われた場合にも、同様に健康診断の全部又は一部を行わないことができるとされた。

施行期日 公布の日

議案10 小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）の一部改正（令和7年9月10日公布、同年10月1日施行）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するもの

《基準府令の改正内容》

- ・児童福祉法等の一部改正による所要の改正
 - ア 国家戦略特別区域の特例制度であった地域限定保育士の一般制度化に伴う地域限定保育士の引用部分の文言整理
 - イ 虐待等の禁止の規定における児童福祉法第33条の10の改正（項の新設）による引用条項の変更（第33条の10各号→第33条の10第1項各号）

施行期日 公布の日

議案11 小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

児童福祉法の一部改正（令和6年6月12日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの

《制定内容》

内閣府令で定める基準を適用する、リンク方式を採用する。

- ① 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
 - ア 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）に定めるところによることを規定
 - イ 市長が乳児等通園支援事業者に対して設備及び運営を向上させるように勧告する場合には、小樽市子ども・子育て会議に意見を聴くことを規定
- ② 暴力団の排除
 - 基準府令に規定がない市独自の規定として、乳児等通園支援事業者が、暴力団員又は暴力団関係事業者であってはならないことを規定

施行期日 公布の日

議案12 小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案

銭函市民センターの開館時間及び使用時間区分を変更するとともに、体育室及び集会室の使用料を改定するもの

《改正内容》

- ① 開館時間及び使用時間区分の変更

時間区分	変更後	現在
午前	9時から正午まで	9時から正午まで
午後	13時 から17時まで	正午 から17時まで
夜間	17時から 21時 まで	17時から 22時 まで
全日	9時から 21時 まで	9時から 22時 まで

- ② 開館時間及び使用時間区分の変更に伴う使用料の改定
 - 午後及び夜間の時間区分の使用可能時間が5時間から4時間に縮小となるため、午後及び夜間の時間区分の使用料については現行の5分の4に相当する金額に、全日の時間区分の使用料については現行の13分の11に相当する金額に改定する。

施行期日 令和8年4月1日

議案13 小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案

勤労青少年ホームの使用料に冷房料を追加するもの

《改正内容》

「暖房（料）」を「冷暖房（料）」に変更する。

施行期日 令和8年4月1日

議案14 小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

卸売市場法の一部改正（令和7年6月18日公布、令和8年4月1日施行等）に伴い、食品等持続的供給法に係る公表について定めるもの

《改正内容》

インターネットの利用その他の適切な方法により、食品等持続的供給法に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- ① 取扱予定の指定飲食料品等（農林水産大臣が、持続的な供給に要する費用について認識しにくい飲食料品等として指定するもの）
- ② ①の指定飲食料品等の費用に関する指標（農林水産大臣が認定した団体が作成する指標）
- ③ 食品等持続的供給法に規定する飲食料品等事業者等が実施に努めるべき措置の内容
ア 取引相手からの取引条件に関する協議に応ずること。
イ 取引相手からの持続的な供給に資する取組の提案に、必要な検討及び協力を行うこと。

施行期日 令和8年4月1日

議案15 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

林野火災の予防に関する規定を追加するとともに、火災警報発令中における火の使用の制限について見直すほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 林野火災の予防に関する規定の追加

ア 林野火災に関する注意報

- ・ 気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとする。
- ・ 林野火災に関する注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。
- ・ 林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。

イ 林野火災警報発令中の制限対象区域の指定

林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。

② 火災警報発令中における火の使用制限の見直し

火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定を削除する。

③ 所要の改正

文言整理

施行期日 令和8年1月1日

議案16 動産の取得について

次の物品を取得するもの

① 物品名 除雪ドーザ

② 取得金額 2,524万5,000円

③ 取得先 石狩市新港西3丁目737番地13

コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー札幌北支店

議案17 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市鯉御殿の指定管理者として、引き続き株式会社小樽水族館公社を指定するもの

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 45,625千円（5年）

議案18 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場の指定管理者として、引き続き小樽駅前ビル株式会社を指定するもの

指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※ 選考方法 公募

議案19 公の施設の指定管理者の指定について

各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）の指定管理者として、引き続き協和総合管理株式会社を指定するもの

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 494,200千円（5年）

議案20 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市事業内職業訓練センターの指定管理者として、引き続き小樽地方職業訓練協会を指定するもの

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 9,070千円（5年）

議案21 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市身体障害者福祉センターの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽身体障害者福祉協会を指定するもの

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 126,599千円（5年）

議案22 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり、各市営住宅の集会所（会館）の指定管理者として、引き続き各市営住宅集会所（会館）の管理委員会を指定するもの

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

- ① 銭函住宅集会所 ～ 銭函住宅集会所管理委員会
 - ② 桜東住宅会館 ～ 桜東住宅会館管理委員会
 - ③ 桜E住宅集会所 ～ 桜E住宅集会所管理委員会
 - ④ 若竹住宅集会所 ～ 若竹住宅集会所管理委員会
 - ⑤ 勝納住宅集会所 ～ 勝納住宅集会所管理委員会
 - ⑥ 松ヶ枝A住宅集会所 ～ 松ヶ枝A住宅集会所管理委員会
 - ⑦ 入船住宅集会所 ～ 入船住宅集会所管理委員会
 - ⑧ 最上A住宅集会所 ～ 最上A住宅集会所管理委員会
 - ⑨ 緑A住宅集会所 ～ 緑A住宅集会所管理委員会
 - ⑩ 手宮公園住宅会館 ～ 手宮公園住宅会館管理委員会
 - ⑪ 祝津住宅かもめ会館 ～ 祝津住宅かもめ会館管理委員会
- ※ 選考方法 任意

議案23 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市夜間急病センターの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽市医師会を指定するもの

指定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 227,800千円（1年）

議案24 事務の委託に関する規約を定める協議について

地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、岩内・寿都地方消防組合からの消防指令業務の事務を受託するため、協議により規約を締結することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるもの

《主な規約内容》

- ① 岩内・寿都地方消防組合における消防指令業務の事務（委託事務）を小樽市に委託するとともに、委託事務の範囲について規定
- ② 委託事務の管理及び執行に要する経費は、岩内・寿都地方消防組合が小樽市に交付することを規定
- ③ 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、小樽市の収入とすることを規定

施行期日 令和8年2月24日

議案25 事務の委託に関する規約を定める協議について

地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、北後志消防組合からの消防指令業務の事務を受託するため、協議により規約を締結することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるもの

《主な規約内容》

- ① 北後志消防組合における消防指令業務の事務（委託事務）を小樽市に委託するとともに、委託事務の範囲について規定
- ② 委託事務の管理及び執行に要する経費は、北後志消防組合が小樽市に交付することを規定
- ③ 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、小樽市の収入とすることを規定

施行期日 令和8年2月24日

（追加送付予定議案）

- ・ 令和7年度小樽市一般会計補正予算（先議分）

令和7年度小樽市一般会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- ・ 令和7年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算（先議分）

令和7年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- ・ 令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算（先議分）

令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- ・ 令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算（先議分）

令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- ・ 令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（先議分）

令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- ・ 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案（先議分）

令和7年人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、通勤手当及び宿日直手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職（市長、副市長及び教育長並びに病院事業管理者）の期末手当の支給割合を引き上げるもの

- ・ 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案（先議分）

正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるもの

- ※ 補正予算及び条例案については、国における給与法改正の動向等を踏まえて送付する予定で、年内支給のため12月9日先議希望です。

（追加予定議案）

- ・ 小樽市監査委員の選任について

小林 優 氏 令和7年12月31日任期満了

- ・ 人権擁護委員候補者の推薦について

平井 秀昭 氏 令和8年3月31日任期満了

北 博司 氏 //

岩本 達典 氏 //

- ※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。